豊川市学校給食用物資納入業者登録申請要領

 令和５・６年度に豊川市教育委員会学校給食課が発注する学校給食用物資の納入業者として、登録を希望する方は、下記の要領により申請書を提出してください。

記

１ 申請受付期間

 　令和５年１月４日（水）から令和５年１月２０日（金）まで

　　（土曜・日曜日・祝日を除く午前８時～午後４時３０分）

２ 提出先及び連絡先

 豊川市教育委員会学校給食課（豊川市学校給食センター）

 豊川市穂ノ原３丁目２番地の９

　　電　話　０５３３－８６－７６２２

　　ＦＡＸ　０５３３－８４－４５４７

３ 提出書類 登録申請関係書類一覧表のとおり

４ 提出部数 各１部（業務契約書は２部）

５　申請資格　 次の学校給食用物資納入業者登録基準に適合する業者

（１）学校給食の公共性を認識していると共に、学校給食を理解し、協力的であること。

（２）豊川市内またはその近隣に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設が有り、迅速で確実な連絡や緊急時に対応できる体制を有していること。

（３） 引き続いて２年以上の事業経歴があり、その営業状態が良好であること、かつ、営業内容も堅実で社会的な信用を有していること。

（４）食品の品質管理が確実に行われ、製造から保管・配送に至るまでの安全と衛生管理が徹底されていると共に、従業員の健康管理が十分に行われていること。

（５）衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫や冷凍庫等の設備を有していること。

（６）仕入れ又は製造加工能力が有り、所要量を確実に供給できること。

（７）発注量を指定した日時、場所へ確実に納入できる配送能力（取扱食品に対して適正な温度管理可能な車両確保）を有していること。

（８）食品に関する法律並びに諸規定が遵守されており、保健所の食品衛生監視の評点が８１点以上であること。

（９）納税義務が履行されていること。

（１０）契約書、誓約書の内容に同意でき、その他指示事項等が遵守できるこ

と。

（１１）豊川市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成

２３年３月３１日付け豊川市長・愛知県豊川警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

６ 登録有効期間  登録日から令和７年３月３１日まで

（令和５年度４月分の見積案内から有効）

７　所定の様式の入手方法

所定の様式は学校給食センターで配付します。その他、豊川市役所ホームページからもダウンロードできます。

URL　<https://www.city.toyokawa.lg.jp/boshu/kyushoku202211181200.html>

８ その他

 （１）業務契約書は提出書類の審査後、学校給食課が作成を指示しますので、２部作成し提出してください。うち１部は２００円の収入印紙貼付と消印が必要になります。

　（２）申請書類提出後に、社名、代表者名、所在地等の変更が生じた場合は、

　　その都度、変更届を提出してください。

（３）学校給食課長が学校給食用物資の購入上必要と認めたときは豊川市また

　はその近隣以外の業者の登録申請を受理できるものとします。